

# 松川町定例農業委員会議事録 第5回（8月）

1 開催日時 令和7年8月22日（金） 16:00 ~ 18:00

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会長	1番 松下（敏）		
会長代理	17番 北沢		
委員	2番 大場（健）	3番 米山（広）	4番 大澤
	5番 佐々木	6番 牛久保	7番 米山（孝）
	8番 齊藤	9番 古谷	10番 大島
	11番 下澤	12番 竹村	13番 大場（武）
	14番 池田	15番 赤羽目	16番 松下（守）

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

・利用権設定（7件）

・所有権移転（2件）

5 農業委員会事務局職員

課長 下井 係長 小沢 主任 中村

6 会議の概要

(1) 開会 —下井課長 開会—

(2) 会長挨拶 —松下（敏）会長挨拶—

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 15番 赤羽目 委員 3番 米山（広）委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 2筆 計 2,688 m<sup>2</sup> 畑 所有権移転 花き・野菜類

○齊藤委員

場所は原田地籍で、広域農道沿いの自動車店から50メーターぐらい南へ行った角を東へ約200メーターアリたところの場所であります。譲受人につきましては、空き家バンクで購入

するということですが、その家の周りに農地があるので、その農地を利用しつつ民泊をしたいということです。農地の活用としては、野菜等の栽培を計画されております。現在遊休農地になっておりますので、この方が住んでいただいて耕作していただければ遊休農地が解消されるということで、ありがとうございます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは、1番について賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上です。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 244 m<sup>2</sup> 畑 所有権移転 通路敷地

○赤羽目委員

場所は、下垣外の信号から200m東にいったところになります。申請地の南側は竹やぶになっておりますが、その山林について譲渡人の方が高齢になって管理もできなくなってきたこととで譲受人と売買契約をしています。ただし、現状その山林に入るための通路がないということで、申請地を転用して通路として使いたいということで山林と併せて譲受人に所有権移転をしたいということでした。申請地については現状柿畠ですが、譲渡人が高齢になって耕作が難しくなってきており、耕作が難しくなっている状況です。問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。なお、2番と3番は関連がありますので、3番も併せて説明をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 1,731 m<sup>2</sup> 畑 所有権移転 墓地公園

3番 上片桐 1筆 770 m<sup>2</sup> 畑 所有権移転 境内地

○竹村委員

場所ですが、国道153線の鶴部の交差点から西に400m上がったところの右側にあたります。

申請地は譲渡人の土地になっておりますが、現状は手が入らず竹やぶになっていました。さらに譲渡人が町外に行ってしまい耕作できないということで隣接の寺社に寄付をしたいということで、寺社に譲渡し、整備・管理をしていく計画です。2番の方は樹木葬の墓地公園とし、3番の北側の方は木を植えて垣根を作つて境内地として管理していきたいということです。現地も確認して、特に問題ないと言われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは、2番について賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番について賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上です。

### 議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（7件）

所有権移転（2件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

今回新たに貸借、売買をする農地が数件ありますが、遊休農地がどれくらい解消されているのでしょうか。

○事務局

利用権設定7件は、全て遊休農地だったところを借りていただいたものになります。

○佐々木委員

今回も利用権設定で研修生の方が借りるとなっていますが、他に借りるとなっていた箇所とは離れており、品目・規模も増えているため、今後の経営を考えて現実的なのか心配になります。

○営農支援センター

新規就農者に関しては、専任の職員がおりまして、常にフォローしております。今回、借りる希望をされている方はとても意欲的な方で、研修が終わったら、ある程度の支援を得ながら、自立をして早く自立をしていきたいという希望があります。これから果樹を植える場合は収入が上がるまで時間がかかるという事情もあり、研修の途中ですが、農地を借りて新植するものであります。他の農地との兼ね合いですが、全体的な経営計画の審査を経ているもので、問題

ないと判断しています。

○大澤委員

全体の方向性への意見として、述べさせてください。私は研修農家として研修生の受け入れも行っておりますが、技術的な指導は行っている一方、研修生がこれから管理していく農地や経営の状況などの全体像を把握することは難しい面があります。農業委員として、農地の権利移動への可否を判断する際にも、特に新規就農の方などは、農地や経営の全体を把握した上で、判断していく必要があるのではないかと思います。農業委員、地域の方、行政などチームで就農者を応援していくためにも、全体の農地や経営計画のデータを情報共有いただきながら協議できたら嬉しいと思います。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

① 委員からの協議事項

② 事務局からの協議事項

(6) 営農支援センターから

(7) 南信州農業農村支援センターから

・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一下井課長 閉会一

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

15番 \_\_\_\_\_ 印

3番 \_\_\_\_\_ 印